

横浜市保土ヶ谷区精神障害者生活支援センター 令和3年度事業計画書

1. 令和3年度運営方針

令和3年度は、第3期指定管理施設10年のスタート年であります。各業務の再編、センター運営体制の基盤確立、サービス提供の質を高め利用者の満足度向上に繋がる職員の人材育成に取り組んでいきます。

またこれまで以上に、法人理念でもある「夢と希望のもてる誰もが住みやすい社会との架け橋を築く」ということを意識し、精神障害を抱える人々の権利が守られ誰もが主体的に生活を送ることができるよう支援します。そして多様な精神疾患、8050問題、生活困窮や世代間連鎖といった複合的かつ分野横断的な課題を包括的に受け止め、地域共生社会の実現を目指します。利用者・ご家族や関係機関の方々と協働しながら、円滑な横浜市精神障害者生活支援センター事業の運営を図っていきます。

2. 施設概要等

① 所在地

〒240-0001

横浜市保土ヶ谷区川辺町5-11 かるがも4階

TEL: 045-333-6111 FAX: 045-340-2000

HP URL: <https://www.ysjk.jp>

Email: hodogaya-s.c@ysjk.jp

② 開所年月日

平成15年2月1日

③ 運営時間

月曜日～金曜日 午前9:00～午後20:00

土曜日 午前9:00～午後17:30

④ 休館日

日曜日、年末年始(12/29～1/3)

⑤ 各種サービス利用料金

・夕食 400円

・入浴 100円

・洗濯 100円

・インターネットサービス 10円(10分)

⑥ 職員

【常勤職員】

所長：1名(精神保健福祉士、社会福祉士)

相談員：5名(精神保健福祉士4名、社会福祉士4名)

【非常勤職員】

相談員：4名（精神保健福祉士4名）

【アルバイト】

調理・清掃：1名（障害者雇用）、会計・調理：1名、調理アルバイト：3名

3. 事業概要等

- ① 精神障害者の権利擁護のための支援
- ② 日常生活に関する相談及び個々の生活に必要な情報提供
- ③ 利用者への食事、入浴、洗濯、レクリエーションの提供
- ④ 利用者本人と家族の相互作用を意識した、家族へのメンタルヘルス支援
- ⑤ 地域への精神保健福祉に関する普及啓発活動
- ⑥ 地域関係機関とのネットワーク強化
- ⑦ ピア活動につながるような利用者の主体性を促す支援
- ⑧ 自立生活アシスタント事業
- ⑨ 横浜市地域移行・地域定着支援事業
- ⑩ 個別支援計画に基づく支援展開
- ⑪ 指定特定相談支援事業（計画相談支援）
- ⑫ 指定一般相談支援事業（地域移行・地域定着支援事業）
- ⑬ 自立生活援助事業

4. 重点目標

- ① 制度の狭間にいる対象者、自ら相談に来られない対象者も想定し、積極的に支援・アウトリーチができる生活支援センター基本相談機能強化を図る。
- ② 調査・分析から見えてきた地域課題の具体的解決策を検討する。
- ③ 関係機関との連携による、精神保健福祉に関する普及啓発活動の継続実施を行う。
- ④ 当事者活動団体、家族会との連携強化、互恵関係を重視し協働活動を行う。
- ⑤ 相談支援専門機関としての役割強化、専門家としての職員のスキル向上を図る。
- ⑥ 国給付事業（自立生活援助事業）、横浜市事業（自立生活アシスタント事業）を活用しアウトリーチ活動の更なる充実を図りつつ、センター内業務とのバランスを調整する。
- ⑦ 環境調整ができれば退院可能な方への地域移行支援及び区内精神科病院との連携強化
- ⑧ 区福祉保健センター、基幹相談支援センター及び関係機関と連携しながら、地域生活支援拠点事業の形を整えていく。
- ⑨ 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、本事業が円滑に推進されるように、各領域や様々な機関との連動・協働にてつながりを深め・結びつけるハブの役割を担います。障害有無関係なく、誰もが住みやすい街になるような地域を目指していく。

5. 施設運営の具体策

I. 安心の提供

I. フリースペースによる交流

居場所提供時間は、時間短縮に加え、新型コロナウィルス感染症予防による人数制限を図りながらも、利用者同士の交流、身近な相談場所として安心して利用できるよう、環境アセスメントを定期的に実施しながら、様々なイベント等を通して交流機会を提供していきます。

II. 安否確認

利用登録以降、来館や連絡のない利用者へ、安否確認のための電話連絡を行います。また、必要に応じて関係機関と連携して自宅訪問し、安否確認を行います。

II. 日常生活に対する支援

I. 生活スキルの向上

安定した日常生活を送ることが困難な方や不安を感じている方には、電話相談や職員の訪問により、地域生活のしづらさを軽減するための支援を行います。また、体験不足による生活障害の改善に向けては、センターイベント、同行による余暇活動支援等を通して体験の機会を提供していきます。

II. 食生活の提供

利用者のニーズや栄養面を考慮しながら、夕食サービス（1食 400 円）の提供を行います。また運営時間変更に伴い、新型コロナウィルス感染症を踏まえながら、不定期イベントの食事会を開催し、「おいしく食べる楽しみ」を実施します。

III. 働くことへの支援

働くことに関する相談について随時相談、一緒に見学同行等をしていきます。西部就労支援センターより職員を招いて月1回の「おしごと相談」を継続していくことで「働くこと」「働き続けること」等の支援をしていきます。

III. 清潔の保持

来館時の声かけや相談から生活状況の把握を行い、入浴・洗濯サービス（1回 100 円）を活用しながら清潔の保持に向けた支援を行います。

IV. 情報提供

情報に関しては、センター内掲示及び自由に閲覧可能な状態として下記の提供を行います。

I. 他区生活支援センター機関紙

II. 各種福祉サービス事業所パンフレット

III. 研修会及び勉強会のチラシ

IV. 家族会及びセルフヘルプグループの活動報告

V. 必要に応じてインターネットサービス（10分 10円）を活用して頂き、情報を取得できるようにします。

V. 相談支援

ケアマネジメント手法に基づく個別支援を重要視し、利用者の必要に応じて個別支援計画を作成し、支援にあたっていきます。必要時には積極的に同行・訪問支援を実施します。

VI. 地域交流

I. 各町内会の催しへの積極的な参加

年1回の運営連絡会や、かるがも祭の合同開催、各地域ケアプラザ祭等にて、地域の方々や子供達に精神障害について知る機会を提供して、体験を通した正しい障害理解がされるよう努めます。

II. 社会参加に向けた支援

地域において、多様なつながりが育つことを支援するために、地域住民で支え合う関係性を広げ、交流や参加の機会を生み出すコーディネートをしていきます。

III. 地域課題の調査・分析に基づいた取り組み

保土ヶ谷区は、横浜市の中央に位置し、山坂が多く起伏にとんだ地形で、昭和30年代に作られた大規模団地は移動に時間を要します。これまで実施した地域課題の調査・分析に基づき、課題解決に向けた取り組みを実施します。

VII. 家族支援

保土ヶ谷区家族会「たちはな会」へ毎月参加をし続け、ご家族の心情理解やニーズを把握する機会を積極的に構築していきます。また意見などを握りし、自立支援協議会の精神部会等で伝え、他の場でも家族会と連携しながら、必要なことを発信していきます。

VIII. ピア活動支援

I. セルフヘルプグループの活動後方支援

利用者からの提案による、趣味の会が継続しています。引き続きその活動が円滑に継続できるよう後方支援を行うと共に、主体的に活動できる機会を提供していきます。

II. ボランティア活動支援

これまでに、利用者や地域住民、学生ボランティアを積極的に受け入れています。今後もボランティア活動を通して、精神障害者に対する理解が深まる契機になるよう、積極的な受け入れ及び周知を行います。

III. 専門団体との協働活動

横浜当事者研究会、WRAP ファシリテーター、横浜市精神障害者地域生活支援連絡会、神奈川県精神保健福祉士協会等の専門団体と連携し、各種研修会の開催や研修運営等に協力をしていきます。

IX. 人材育成・精神保健福祉士実習生の受け入れ

職員の資質向上に繋がるように引き続き、先輩職員と若手職員とのペアによるOJTを実

施します。また神奈川県精神保健福祉士協会での各種研修会、保土ヶ谷区ネットワーク会議での事例検討会にも積極的に参加し、個々のレベルアップを図ります。外部研修等に参加した際は、他職員に伝達講習を行い、職員全体の知識資質向上の底上げを図っていきます。

実習生の受け入れも引き続き、積極的に行います。将来、利用者の利益向上に繋がるよう仲間の育成に貢献していくことを目的の一つとし、養成校との連携も強化し、指導の資質向上にも務めていきます。

X. 施設の管理運営

I. 個人情報保護

個人情報保護に関する勉強会をセンター内で行い、日常的支援・電話対応、記録の取り扱いなど、個人情報を保護する基本的な決まり事を職員間で徹底します。そして、マニュアルの隨時見直しを行い、職員誰もが自己点検できるようにします。また、パソコン等データベース関連は、法人の規定に基づいた個人情報保護を遂行します。

II. 虐待防止・権利擁護の取り組み

虐待防止・権利擁護に関する研修会を、日々のケースや事例を元に行い、虐待防止や人権や権利を守ることは、専門職として搖ぎ無く、日々の実践の根底にあるものだということを常に意識して取り組んでいきます。

III. 安全対策

リスクマネジメントを意識し、センター内ハード面、ソフト面の両面から想定できるリスクを回避できるよう意識を高め取り組んでいきます。

IV. 事故防止体制・緊急時対応

安全管理委員会を組織し「安心は何事にも優先する」という意識を持ち、毎月1回ヒヤリハット事故の内容把握、原因追究、対応策の立案を職員一体となって行い、再発防止に努めます。必要に応じて安全管理マニュアルの改訂を行います。また、緊急時対応に関しても職員間で意識共有し、緊急時対応マニュアルをベースに的確な対応をしていきます。

V. 苦情解決・利用者アンケート

利用者からの苦情・要望は「生活支援センター運営改善への重要な提言」と捉え利用者満足度を考える担当職員を設け、整理していきます。これまでと同様に、寄せられた意見に関しては、職員ミーティングで話し合い、回答を掲示します。また、サービス向上ための貴重な情報源として、利用者からのアンケート、家族会の会合、ご意見 BOX、第三者委員からの意見などを職員で共有し改善対策に役立てていきます。

XI. 自立生活アシスタント・自立生活援助事業

必要な新規ケースの受入が円滑にできるよう、事業利用中の方の再アセスメントを定期的に行い、支援終了可能な方は、基本相談及び他の支援に繋げていきます。具体的数値目標としては、25名の方を支援します。数値目標を実現できるよう、体制を整えていきます。

また、自立生活援助事業については、支援が必要な方を受け入れていきます。

XII. 横浜市精神障害者地域移行・地域定着支援事業

保土ヶ谷区自立支援協議会精神部会（通称：精神 net）を軸に、区内精神科病院との協働活動を活性化させ、地域移行支援が円滑に進むよう働きかけていきます。区福祉保健センター、基幹相談支援センター、ほどほどの会、西部ブロックでの情報共有及び連携強化しながら、精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの長期入院の退院促進と絡めて、保土ヶ谷区の現状把握に努め、積極的に働きかけを行い、事業対象者層の拡大を図ります。

XIII. 指定特定相談支援事業（計画相談支援事業）

区福祉保健センター、基幹相談支援センターとの定例会議の中で他の事業所では対応困難なケースを専門相談機関として積極的に受入れていきます。基本相談支援事業等、他の事業とのバランスも見ながらではありますが、具体的数値目標は、契約者数 100 名とします。

XIV. 指定一般相談支援事業（地域移行・地域定着支援事業）

市事業の病院との協働活動を通して、支援が必要な方を発掘し積極的に受け入れていきます。区内精神科病院との連携強化は当然のことながら、近隣病院とのケースを通して関係性を深め、一人でも多くの退院可能な方の支援を実施していきます。そして地域で定着した生活が維持継続できるように、地域の関係機関と連携を図り支援をしていきます。

XV. その他活動

I. 横浜市生活支援センター連絡会

センター向上員会、研修委員会に職員を派遣し、生活支援センター全体が課題解決に向けて取り組めるよう尽力します。

II. 横浜市精神障害者地域生活支援連合会への協力

部会に職員を派遣し、市全体の精神保健福祉の向上に寄与します。

III. 横浜市西部ブロック地域移行地域定着連絡会

保土ヶ谷区、旭区、瀬谷区、泉区合同のコアメンバーとして尽力します。具体的には、西部ブロックの様々な社会資源と地域における協議の場として、精神保健福祉に関する当事者、住民、関係者の声や情報のプラットフォームとしての活動を行います。また事例検討会や研修会の開催にて、情報共有や支援者の経験値底上げを図っていきます。

IV. 保土ヶ谷区自立支援協議会

各部会（情報部会、住居部会、防災部会、精神部会、計画相談部会）に職員を 1 名ずつ派遣し、関係機関の連携強化に努め、部会活動の活性化に貢献していきます。

V. 地域生活拠点事業

3機関連携にて対応が必要なケース検討を行なながら、必要な支援を展開していきます。8050 問題のワーキンググループで取り組んでいきます。また緊急が発生しないための予防策や、緊急事態を想定した支援体制を備えるための検討を深めていきます。

VII. 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム

保土ヶ谷区自立支援協議会精神部会（通称：精神 net）において、本事業が円滑に推進されるように、各領域や様々な機関との連動・協働にてつながりを深め・結びつけるハブの役割を担います。精神疾患のある方への予防的アウトリーチ支援、長期入院者の退院促進、潜在的な利用者の掘り起こしといった活動力を高め、保土ヶ谷の精神保健福祉の活性化を図り貢献していきます。

令和3年度精神障害者生活支援センター収支予算書

施設名：横浜市保土ヶ谷区精神障害者生活支援センター
 運営法人：社会福祉法人 横浜市社会事業協会

【収入】

(単位:千円)

科 目	金額				内訳・説明等
	計	生活支援センター本体	退院サポート	自立支援アシスタント	
指定管理料	✓ 79,863	57,863	11,000	11,000	
法人負担金	3,818	2,296	330	1,192	
合 計	83,681	60,159	11,330	12,192	

【支出】

科 目	金額				左記「金額」のうち 法人負担金額	内訳・説明等
	計	生活支援センター本体	退院サポート	自立生活アシスタント		
人件費	70,425	47,153	11,180	12,092	2,318	68,107 局人件費
所長						
常勤職員					600	5名
非常勤職員	18,398	9,216	4,703	4,479	600	4名
アルバイト					600	1名
障害者雇用・事務調理アルバイト	5,575	5,575			518	障害者雇用1名 調理アルバイト4名
嘱託医賃金	968	968				嘱託医3名
法定福利費	9,877	6,453	1,607	1,817		
退職給与引当金	1,601	1,075	257	269		
福利厚生費	69	45	12	12		はまふれんど
労務厚生費	291	235	28	28		健康診断料
施設管理費	5,490	5,490	0	0	0	
光熱水費	2,900	2,900				前年度実績
庁舎管理	2,500	2,500				前年度実績
修繕積立金	150	150				修繕費積立
入浴サービス等実費徴収額	-60	-60				有料サービス料収入
運営費	4,766	4,516	150	100	0	
旅 費	560	310	150	100		出張旅費
消耗品費	526	526				事務用品、日用品
印刷製本費	250	250				センター便りや書類印刷
修繕費	950	950				エアコン、給湯器、 冷温水発生器など
通信運搬費	500	500				電話料金、切手
賃借料	800	800				車両、PCリース
備品等購入費	120	120				PC等
保険料	210	210				施設保険
雑費	850	850				イベント、研修等
本部繰入金	3,000	3,000			1,500	前年度実績 3,000
合 計	✓ 83,681	60,159	11,330	12,192	3,818	